

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	生活排水課	整理番号	2-9
処分の種類	水洗便所への改造命令				
根拠法令条例等・条項	下水道法第11条の3第4項				
処分の概要	<p>処理区域内において、処理開始の日から3年経過の日以後に水洗便所に改造がなされていないくみ取便所が設けられた建築物の所有権を取得した者は、水洗便所への改造義務があり、公共下水道管理者はこの義務を履行しない者に対し、改造を命ずることができる。</p>				
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>* 審査基準未設定</p> <p>公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。</p>				
基準の制定根拠	—				